

## 平成23年度 事業計画書(案)

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

### 【基本的指針】

法人会は、良き経営者を目指すものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献します。

### 【活動の基本方針】

当法人会は、ここ数年来、新公益法人制度への対応を最重要課題と位置付け、「公益目的事業比率50%以上」「遊休財産額が一定の制限を超えないこと」等々の認定条件に焦点を当て、これら条件をクリアすべく体制を整備してきたところであり、いよいよ本年度中に公益社団法人への移行認定申請ができる見通しです。

従いまして、平成23年度前半はこの移行認定申請に重点を置き取り組み、年間を通じての具体的事業活動においては、移行認定申請内容と齟齬(そご)が生じることないように、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、公益目的事業を主体として以下に掲げる諸事業を遂行する計画です。

### 【主な事業計画】

#### 1. 公益目的事業の推進

##### (1) 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業の充実

イ、税法・税務を中心に研修会の開催強化に努め、研修教材を充実させることによって研修参加人員の増大を図ります。

ロ、青年部会活動の大きな柱である「管内小学校での租税教育活動」を積極的に展開する一方、女性部会においても「税に関する絵葉書教室を通じての税の啓発活動」を(対象範囲を広げるなどして)活発に行います。

ハ、上記ロ、の実施に当たっては、全法連作成のマンガ本ほかの租税教育用教材をフルに活用し、内容の充実を図ります。

##### (2) 税制改正への提言活動

この度の東日本大震災は、昨今の景気の悪化に拍車をかけ、中小企業を取り巻く環境は更に厳しさを増している状況です。一方、国・地方の深刻な財政事情の中で、被災地の復旧・復興支援のために国の財政出動は急務であるとともに、経済の成長と財政の健全化に向けた歳入・歳出改革が避けられない重要課題となっています。

したがって、当法人会としても税制委員会を中心に、法人会が標榜して止まない「今後の望ましい税制の在り方」を基本テーマに、中小企業の活性化に資する税制、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な意見具申を行い、一単位会の提言が全法連としての集約された提言書の中に反映されるよう努めます。

また、地元選出国會議員、管内市長に対する税制改正要望活動についても、前年度同様積極的に展開します。

